

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立上柚木小学校
校長名 川 合 孝 征



令和7年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人間尊重の精神を基調にして、互いの人格を認め合い、真理を追究し、心身共に健康でたくましく、心豊かな児童をめざして次の児童像を掲げ、その育成に努める。

- 明るくがんばる子【心身ともに健康で遊びや運動に親しむ子の育成】
- ◎ 仲よく協力する子【豊かな心、自他を価値ある存在として尊重する子の育成】
- よく考える子【確かな学力、自ら考え判断し行動できる子の育成】

令和7年度(2025年度)の重点目標を「仲よく協力する子」とする。自分が大切にされている、役に立っている存在である実感(自己有用感)をもたせ、他者を理解し、多様性を認め、尊重できる「自他を大切に思える態度」を育成する。学校に関わる全ての人がウェルビーイングを実感できる「自分の居場所となかまとの絆」が感じられる魅力ある学校づくりを推進し、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と協力して社会を創れる児童を育成する。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

- ア 「仲よく協力する子」を育成するために、心の教育、人権教育を推進する。
 - ・児童一人ひとりの実態をきめ細かく把握し、道徳教育、人権教育、特別支援教育を充実させ、「自分と同じく大切な存在として認め、尊敬と敬意をもって接する」態度を育てる。
- イ 「明るくがんばる子」を育成するために、主体性と生きる意欲を育てる。
 - ・体験活動では授業のめあてを明確にして諦めずに最後まで成し遂げる喜びを味合わせる。
- ウ 「よく考える子」を育成するために「主体的・対話的で深い学び」を実現した授業を行う。
 - ・はちおうじっこミニマムの確実な習得に向け、課題解決のための資質・能力と評価の観点を育み、共に学ぶことの楽しさを体験させ、主体的に学ぶ意欲を育成する。
- エ 不登校児童への適切な対応といじめ防止及び早期発見、早期対応、解消に向けて取り組む。
- オ いじめ防止や不登校児童への適切な対応のため、一人ひとりの小さな変化を見逃さず、児童の社会的自立に向け、互いに認め合い、支え合う児童の育成を推進する。
 - ・道徳教育や特別活動などを通じた多様な人との関わりの活動を通して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個に応じた適切な支援を行うことで、学校が児童の心の拠り所として、安心して豊かな学校生活が送れる環境を整える。
- カ 一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える特別支援教育を充実させる。
 - ・共生社会の実現をめざして、児童一人ひとりの特性や生活上・学習上の困難さに応じた指導を特別支援教育で行うとともに、通常の学級における特別な支援を必要とする児童にも適切に対応することで、特別支援教育の理解啓発を図る。
- キ 上柚木中学校グループ(愛宕小・上柚木小)の学校が「自己決定・自己実現」の視点から、9年間で育てる児童・生徒像を「自律・共生・創造」と設定し、一体となって小中一貫教育を推進する。また、グループ内合同で行う活動を通して、上級生としての自覚や上級生への憧れの気持ちを育成する。こうした温かな人間関係の中で自己肯定感、自己有用感、コミュニケーション能力を高め自他を大切にする心、尊重する態度を育成し、他者と合意形成できる児童を育てる。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ①探究的な活動や多様な表現活動の方法として1人1台の学習用端末を積極的に活用し、主体的・対話的で深い学びが実現できる授業改善を行うことで児童の資質・能力を育成する。
- ②八王子市学力定着度調査や校内定着度テスト（算数科）の結果から、全教員で指導上の課題を共有し、校内研究やOJTの推進に活かして授業改善を図る。また、児童一人ひとりのつまづきを把握して、ドリル型学習コンテンツを効果的に活用することで基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。
- ③1人1台の学習用端末の特性を活かして、自他の考えを共有したり、学習経過を明確にしたりすることで、個別最適な学びと協働的な学びを一体化させた授業を実践する。
- ④専門性の高い教科指導や中学校教育への円滑な接続のために、多面的、多角的な児童理解の促進を果たす教科担任制を一部の実現可能な学年、教科で教科担任制を行う。
- ⑤遊びや運動の日常化による体力の向上と生活習慣の改善を図る体育健康教育を通して自らの課題に粘り強く主体的に取り組む意欲と自他を尊重する豊かな心をもつ児童を育成する。
- ⑥外国語科では、自分の考えを伝え合う活動を重視し、コミュニケーション能力及び外国語の基本的な表現に慣れ親しませることができるようにする。

イ 総合的な学習の時間

- ①地域人材と協働した体験的活動、本市の特色である日本遺産の伝統文化を学ぶ郷土学習と各教科との関連を図り、計画的に実施する中で「八王子愛」を深める。
- ②SDGs 達成目標を意識した活動を指導計画に位置付け、各教科等で身に付けた基礎的・基本的な知識及び技能をすすんで活用し、児童が創意工夫して課題を解決する力を身に付ける。さらに、学んだことを自己の生き方や自らの生活に活かし改善しようとする態度を養う。

ウ 特別活動

- ①学級活動では、個々の児童の活動の場を多く設定し、よりよい生活づくりのために諸課題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。また、児童会活動、クラブ活動を通してよりよい学校生活づくりに参画する力を養い、学校行事を通して集団への所属感や連帯感を深め、楽しく活気ある学校づくりを進める。
- ②異学年交流活動としてたてわり班活動を行い、児童一人ひとりの良さを発揮するとともに、互いに思いやる気持ちを育み、よりよい人間関係を築くことのできる社会性を養う。
- ③集団宿泊的行事の事前学習や現地での活動を通して、豊かな自然や文化に触れ、自然愛護の精神を育むとともに、児童の自主的活動を重視して達成感を味わわせる。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

- ①主たる教材である教科用図書及び別葉を活用し、考える道徳、議論する道徳の充実を図る。さらに各教科等と道徳科との関連を図り、道徳的心情・道徳的判断力・道徳的实践意欲と態度等の更なる育成に努める。
- ②重点項目を「親切、思いやり」「生命の尊さ」と設定し、道徳授業地区公開講座など、保護者・地域の方々が来校する機会において、重点項目を意識した授業実践を公開して、保護者・地域と意見交換を行うなど、連携した心の教育を推進する。
- ③自分なりの考えや解決方法を導き出させる授業を通して、自他を大切にできる受容と寛容、生命の尊さ、気持ちのいいあいさつ、言葉遣い、動作、礼儀を心掛け、互いを思いやり、助け合いながら明るく学校生活を送ろうとする心情を育む。

(3) キャリア教育

- ①学級や学校での生活をより良くしていく取組や自己を活かそうとする活動について「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用して自己を振り返り自身の変容を実感させることで、希望や目標をもって実現に向けて日常の生活をよりよくしようとする意欲や態度を養う。
- ②学校運営協議会や地域の人材から将来の生き方について話を聞くことで、多種多様な生き方を知り、自他ともに尊重しようとする児童を育成する。

(4) 特別支援教育

- ① 学校生活支援シートや連携型個別指導計画の活用、特別支援教室、スクールカウンセラー、家庭や地域等と連携し特別支援コーディネーターを核とした組織的な支援体制を構築する。
- ② 1人1台の学習用端末を活用し、一人ひとりの支援ニーズに応じた指導や合理的配慮を行う。
- ③ 都立特別支援学校との副籍交流や特別支援教室担当教員による理解・啓発教育を計画的に実施することで、障害理解教育の充実に図り、個性を尊重する態度を養う。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 学校の約束「よくわかる上柚木小学校」や中学校グループ共通の「上柚木地区スタンダード」を児童及び保護者に周知し、家庭と連携して児童の規律ある生活態度と遵法精神を養う。
- ② 関係機関と連携して、SOSの出し方に関する授業、セーフティ教室、薬物乱用防止教室等を実施することで、児童が自分自身の安全を自分で守ろうとする態度を醸成する。
- ③ 「生命（いのち）の安全教育」を通して児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないように自分と相手の心と体の大切さを理解しよりよい人間関係を構築する態度を養う。

イ いじめ防止等の取組

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に則り、アンケート内容の確認、Q-U等を用いた児童理解、スクールカウンセラーとの連携等、いじめの早期発見、解消に努める。
- ② 毎週金曜日の6校時に学校いじめ対策委員会を設定し、いじめに向き合うための時間とする。児童の実態や課題、毎月の生活アンケート等を集計・記録し、いじめを早期に発見する。児童の細かな変化を見逃さずことなく、保護者との連携や関係諸機関との連絡を密にしながら、多方面からいじめの未然防止と早期発見に努め、全教職員で組織的に対応する。
- ③ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」（6月）における「生命の尊さ」を共通項目とした道徳科の授業やいじめ防止に関する授業（年3回）を通し、いじめを許さない気持ちを育てる。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 個票システムを活用し不登校及び不登校傾向の児童を早期に把握する。登校支援コーディネーターを核とした月1回の登校支援校内委員会で個別の状況に応じた支援を組織的に実施する。
- ② 登校支援校内委員会と保護者、及び、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら相談や支援の体制を整え、社会的自立に向けた取組を実施する。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した上柚木中学校グループの取組

- ① 上柚木中学校の生徒による学習ボランティア活動である「サマースクール」を通して、基礎的・基本的な学力の定着を図り、はちおうじっ子サミットやクラブ見学等の交流により、中学校生活への見通しと将来への希望をもたせる。
- ② 9年間の教育を切れ目なくつなぐために、学力保障の取組「学力定着プロジェクトチーム」を編成し教科書やカリキュラム、評価方法などについて情報共有を行い、授業を共同で実施する。
- ③ 特別な支援の方法や生活指導等の諸課題を共有し、実践的な指導方法を検討する。

イ 学力向上の取組

- ① 始業前の朝学習の時間や家庭学習で1人1台の学習用端末を活用しドリル型学習コンテンツに取り組ませることで、日常的な活用習慣の確立を図るとともに、はちおうじっ子ミニマムを活用して基礎的基本的な学習の定着を図る。
- ② 放課後子ども教室の学習教室や学校運営協議会が主催の漢字・算数検定及び英語検定への積極的な受検を推奨することで、児童の学習意欲を高める。

ウ その他

- ① 義務教育9年間で身に付けるICT活用技能の目標を明らかにし、系統的な情報リテラシー教育を推進することで、安全に情報社会と接するためのスキルを身に付けることができるようにするため、各教科において発達段階に応じた活用方法を検討し、日常的に取り組ませる。
- ② 上柚木小学校2020レガシーの取組として自己表現を重視するために、【「音楽」「図工」発表会】や総合的な学習の時間等で、伝えたい相手を意識した発表の機会を設ける。
- ③ 保幼小のより滑らかな接続をめざして、連携する保育園・幼稚園と「上柚木小版スタートカリキュラム」の検討を行い、小学校低学年の指導に活かす。
- ④ 上柚木夏祭り、上柚木音楽フェスティバル等の行事を保護者・地域と合同で行い「地域の子どもは地域で育てる」という意識のもと児童の地域活動について適切に評価し通知表に記入する。

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立上柚木小学校
校長氏名 川 合 孝 征 公印

令和7年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

児童一人ひとりの障害の状態や特性、発達段階に応じて、教育目標「明るくがんばる子・仲よく協力する子・よく考える子」を意識した教育を行い、学校や社会において安定した生活が送れることをめざす。

- (1) 自立活動においては、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりしながら、他者とともに行動し、さまざまな活動に安定した態度で参加できるようにする。
- (2) 個に応じて各教科等の内容を取り扱い、児童のつまずきに対して児童一人ひとりに応じた方法での学びを取り入れることで、在籍学級において学習に安心して取り組めるようにする。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・児童一人ひとりの実態を適切に把握し、在籍学級担任、特別支援教育コーディネーター、巡回相談心理士等の関係者と連携して、指導や支援内容の充実を図る。
- ・保護者とともに学校生活支援シートを作成する。今年度より、1年生から6年生までを1枚のシートに収める形式とし、円滑に引継ぎをしたりこれまでの指導の経過を把握したりしやすくする。また、在籍学級担任とともに連携型個別指導計画を作成し、設定した目標に向かって在籍学級や保護者と連携し、継続的な支援を行う。
- ・児童一人ひとりの障害や特性等に応じて、個別的配慮をした小集団指導や、一人ひとりの課題に合わせた個別指導を行い、児童の在籍学級での適応を図る。
- ・各教科の内容を活かした自立活動においては、児童の実態を把握することを徹底し、児童の実態に応じてより効果的な内容や方法を研究する。1人1台の学習用端末を活用する等、児童一人ひとりの教育的なニーズに応じたきめ細かな指導を行う。
- ・特別支援教室専門員が中心となり、巡回指導教員と連携を図ることで児童一人ひとりの指導の充実を図る。

3 指導の重点

- ・特別支援教室での指導を通して、言葉・動作・表情等の意思表示を促し、コミュニケーション能力を伸ばす。人間関係の幅を広げ、安心して学校生活を送ることができるよう指導や支援を行う。
- ・学校生活のルールや在籍学級でのルールの理解を図り、場にに合わせて行動をコントロールできるようにする。

4 その他の配慮事項

- ・小集団指導での指導形態は、学年や発達段階、児童同士の関係を考慮して決める。
- ・一人ひとりの児童の実態に合わせて、1単位時間の指導内容を柔軟に設定することで段階的、系統的な指導を行う。
- ・巡回指導教員が在籍学級担任と連携を図り、児童の主たる指導目標や指導内容を取り上げ、連携型個別指導計画を作成・活用していく。
- ・指導記録の活用、校内委員会の活用、児童の保護者や在籍学級担任との面談等を通して、退室の検討や指導内容等の見直しを図る。
- ・巡回相談心理士から受けた児童への指導や支援に関する助言を踏まえ、授業改善を行う。

第1号の4表の1

学校名 八王子市立上柚木小学校

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	16	20	21	14	2	20	22	18	19	16	18	16	202
2	17	20	21	14	2	20	22	18	19	16	18	16	203
3	17	20	21	14	2	20	22	18	19	16	18	16	203
4	17	20	21	14	2	20	22	18	19	16	18	16	203
5	17	20	21	14	2	20	22	18	19	16	18	17	204
6	17	20	21	17	2	20	22	18	19	16	18	16	206
備 考	・4月は、第1学年は始業式に出席しないため1日減。 ・夏季休業日を7月21日から8月27日までとする。 ・7月は移動教室を第6学年が実施するために3日増。 ・3月は、第1・2・3・4学年は卒業式、第6学年は修了式に出席しないために1日減。 ・開校記念日を授業日とする。(11月22日) ・都民の日を授業日とする。(10月1日)												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表(1単位時間は、45分とする。)

学 年		1	2	3	4	5	6
各 教 科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外 国 語					70	70
	小 計	782	840	805	840	875	875
	特別の教科 道徳	34	35	35	35	35	35
	外国語活動			35	35		
総合的な学習の時間				70(10)	70(10)	70(10)	70(10)
特別活動(学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980(10)	1015(10)	1015(10)	1015(10)

備考

ア その他の授業時数

学年		1	2	3	4	5	6
区分							
児童会活動	児童会集会活動	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3	1 1/3
	委員会活動					11	11
クラブ活動					16	16	16
学校行事		26 2/3	27 1/3	26 1/3	37 2/3	45	61 2/3
学級・学年裁量の時間		49	23	23	3	3	7

イ 1 単位時間

・1単位時間は4 5分とする。

・クラブ活動は、1 単位時間を6 0分とし、1 2回実施する。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

・第3 学年は、クラブ活動見学・クラブ活動発表で計2 時間、増加時数をとる。

・第6 学年は、運動会係児童打ち合わせ・こころの劇場で計2 時間、増加時数をとる。

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

・第3 ・4 ・5 ・6 学年で総合的な学習の時間の調査活動（郷土学習に関すること）を1 0時間位置付ける。第3 学年「かいこを育てよう」第4 学年「高尾山について調べよう」第5 学年「八王子の産業・農業」第6 学年「なるほどザ日光（八王子市と日光市の関わりや歴史の違い）」

オ 授業時数に位置付けない教育活動

・毎週火曜日・金曜日は朝の時間に「朝学習」を1 5 分間とる。

カ その他

・第1 ・2 学年で各1 0時間、「学級・学年裁量の時間」で外国語活動を実施する。

4 学校行事

月 曜 日	4		5		6		7		8		9	
曜 日	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事
1	火		木		日		火		金		月	
2	水		金	安全指導	月	いのちの日	水		土		火	
3	木		土	憲法記念日	火		木		日		水	
4	金		日	みどりの日	水		金	安全指導	月		木	
5	土	春季休業日終	月	こどもの日	木		土		火		金	安全指導
6	日		火	振替休日	金	安全指導	日		水		土	
7	月	始業式	水		土		月		木		日	
8	火	入学式	木		日		火		金		月	
9	水	定期健康診断始	金		月		水	避難訓練	土		火	
10	木		土		火	遠足(4)	木		日		水	
11	金	安全指導	日		水		金		月	山の日	木	
12	土		月		木		土		火		金	
13	日		火		金		日		水		土	
14	月		水	八王子市学力定着度調査(4・5・6)	土	学校公開 セーフティ教室(全)	月		木		日	
15	火		木		日		火		金		月	敬老の日
16	水		金		月	振替休業日	水		土		火	
17	木	全国学力調査(6)	土	運動会	火	水泳指導始 避難訓練	木	水泳指導終	日		水	
18	金		日		水		金	終業式	月		木	移動教室(5) 始
19	土		月	振替休業日	木		土		火		金	移動教室(5) 終
20	日		火		金		日	移動教室(6) 始	水		土	
21	月		水		土		月	海の日 夏季休業日始	木		日	
22	火		木		日		火	移動教室(6) 終	金		月	
23	水		金		月		水		土		火	秋分の日
24	木		土		火		木		日		水	
25	金	避難訓練(地域)	日		水		金		月		木	
26	土		月		木		土		火		金	
27	日		火	避難訓練	金		日		水	夏季休業日終 保幼小連携の日	土	
28	月		水	小中一貫教育の日	土		月		木	始業式 避難訓練(地域)	日	
29	火	昭和の日	木		日		火		金		月	
30	水		金		月	定期健康診断終	水		土		火	
31	／		土		／		木		日		／	

月 曜 日	10	11	12	1	2	3
曜 日	曜 日	曜 日	曜 日	曜 日	曜 日	曜 日
1	水 都民の日	土 東京都教育の日	月	木 元日	日	日
2	木	日	火	金	月	月
3	金 安全指導	月 文化の日	水	土	火 学校説明会	火 避難訓練
4	土	火	木	日	水	水
5	日	水	金 安全指導	月	木 避難訓練	木
6	月	木	土	火	金	金
7	火	金 安全指導	日	水 冬季休業日終	土	土
8	水 小中一貫教育の日	土	月	木 始業式	日	日
9	木	日	火	金 安全指導	月	月
10	金	月	水 八王子市学力定着度調査(4・5・6)	土	火	火
11	土	火	木	日	水 建国記念の日	水
12	日	水	金 避難訓練	月 成人の日	木 薬物乱用防止教室(6)	木
13	月 スポーツの日	木 避難訓練	土	火	金	金
14	火	金	日	水	土	土
15	水	土	月	木 避難訓練	日	日
16	木 避難訓練	日	火	金	月	月
17	金	月	水	土	火	火
18	土 学校公開 道徳授業地区公開講座	火	木	日	水	水
19	日	水	金	月	木	木
20	月 振替休業日	木	土	火	金	金 春分の日
21	火	金 【「音楽」「図工」発表会始	日	水	土	土
22	水	土 【「音楽」「図工」発表会終 開校記念日	月	木	日	日
23	木	日 勤労感謝の日	火	金	月 天皇誕生日	月
24	金 遠足(1)	月 振替休日	水	土 学校公開	火	火 卒業式
25	土	火 振替休業日	木 終業式	日	水	水 修了式
26	日	水	金 冬季休業日始	月 振替休業日	木	木 春季休業日始
27	月	木	土	火	金 安全指導	金
28	火	金	日	水 小中一貫教育の日	土	土
29	水	土	月	木	/	日
30	木 遠足(2)	日	火	金 安全指導	/	月
31	金	/	水	土	/	火